

# 中津森地区防災計画



中津森自主防災会

# 目 次

## 第1章 災害の概要

- ① 地震編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 風水害編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ③ 富士山噴火編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第2章 災害に対する予防計画

- ① 組織の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ② 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ③ 防災資機材整備充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ④ 避難行動要支援者への配慮計画・・・・・・・・ 10
- ⑤ 耐震診断の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ⑥ 防災マップの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 第3章 災害時の体制

- ① 防災委員の配備計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ② 災害時の連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ③ 避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ④ 避難後の行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 第4章 資料編

- ① 中津森自主防災会規約・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ② 防災資機材備蓄一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ③ 防災関係機関の連絡先一覧・・・・・・・・・・・・ 20

# 第1章 災害の概要

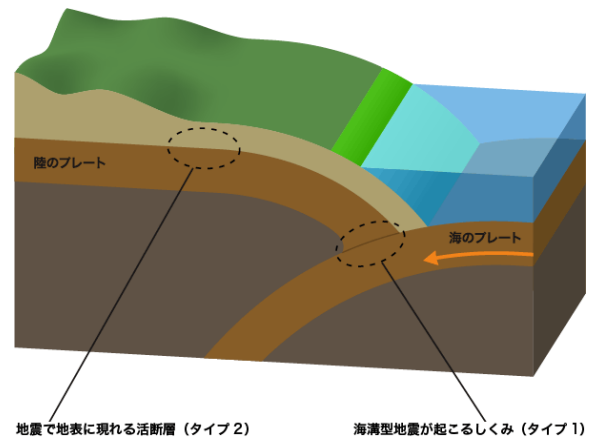
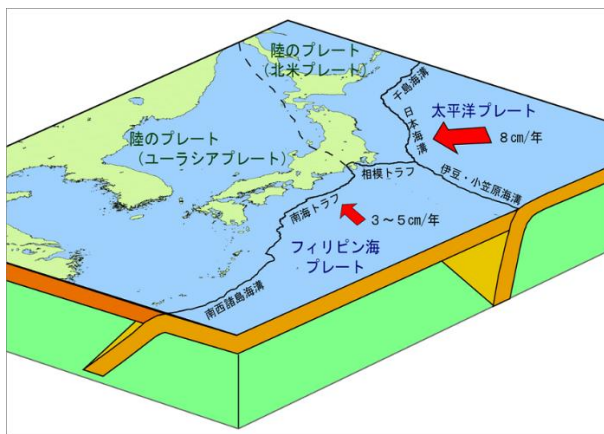
## ① 地震編

### ■都留市（中津森）が被害を受けることが想定される地震

最初に、都留市に被害をもたらす地震の種類等について述べます。まず、なぜ日本は地震大国と言われるほど地震が多いのかについて説明します。

地球の表面は、海や陸など十数枚に分かれたプレート（岩盤）に覆われ、年間数センチの速さで広がって陸のプレートに押し寄せます。海のプレートは陸のプレートより重いので、その下に入り込みます。この圧力によってプレートにひずみがたまり、それが限界に達すると亀裂が入ったり大きく動いたりします。これが地震なのです。日本列島は、海と陸のプレート4枚（太平洋プレート、フィリピン海プレート、ユーラシアプレート、北米プレート）のプレート境界に位置しています。東北日本には、年間約8センチの速さで移動する太平洋プレートの力がかかり、西南日本は太平洋プレートと年間約4センチの速さで移動するフィリピン海プレートの力が同時にかかっています。常に日本は、ほぼ東西から北西－南東方向に圧縮されているため、世界でも有数の地震が多い国なのです。

（資料：内閣府防災情報ページ）



プレート運動によって起こる地震を「海溝型地震」というのに対し、断層のズレによる地震も日本では多く報告されています。山梨県に被害を及ぼす地震としては、次の3種類の地震が想定されます。

- ① 東海地震（南海トラフ沿いで想定される大規模地震『南海トラフ地震』のひとつ）
- ② 南関東直下プレート境界地震
- ③ 山梨県内および県境に存在する活断層による地震

| 想定地震          | 想定地震についての説明                                      | マグニチュード |
|---------------|--|---------|
| 東海地震          | 1854年安政東海地震以来、約170年経過し、現在地震発生の切迫性が唱えられている地震      | 8.0     |
| 南関東直下プレート境界地震 | 南関東地域で相模トラフ沿いの規模の大きな地震に先立ってプレート境界で発生が予想される地震     | 7.0     |
| 釜無川断層地震       | 山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震 | 7.4     |

|             |   |     |
|-------------|---|-----|
| 藤の木愛川断層地震   | 山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震        | 7.0 |
| 曾根丘陵断層地震    | 甲府の近くに位置し、地震発生により甲府に被害を及ぼすと考えられる地震                      | 6.1 |
| 糸魚川－静岡構造線地震 | 日本を代表する活断層であり、この断層が動くことにより県西部を中心にかなり大きな被害を及ぼすことが予想される地震 | 7.0 |

※ 宝地域に最も大きな被害をもたらす地震が「藤の木愛川断層地震」です。理由は、笛吹市御坂町から大月市初狩町付近を横断し、神奈川県に抜ける断層が存在するからです。

### ■被害想定

地震による宝地域（中津森）の被害想定は発表されていないため、ここでは都留市全体の被害想定を掲載します。

#### 【都留市の被害想定】

|               | 罹災者数(人) | 断水世帯数 | 住居制約者数(人) | 備考 |
|---------------|---------|-------|-----------|----|
| 東海地震          | 509     | 7,805 | 4,633     |    |
| 南関東直下プレート境界地震 | 810     | 4,000 | 1,194     |    |
| 釜無川断層地震       | 200     | 3,000 | 316       |    |
| 藤の木愛川断層地震     | 5,200   | 9,000 | 10,232    |    |
| 曾根丘陵断層地震      | 0       | 2,000 | 0         |    |
| 糸魚川－静岡構造線地震   | 0       | 2,000 | 0         |    |

### ② 風水害編

#### ■都留市（中津森）が風雨等により被害を受けた災害及び被害想定

都留市は、全面積の85%を森林が占めていることから、首都圏からも多くの登山客が「山」の癒しを求めて訪れるなど、豊かな自然を活かした事業を展開しています。

一方で、山林が多いことで台風などの大雨による河川の氾濫や土砂災害が心配される地域でもあり、その対策は永遠の課題です。

宝地区でも、過去において大幡川の氾濫等により大きな被害を受けました。

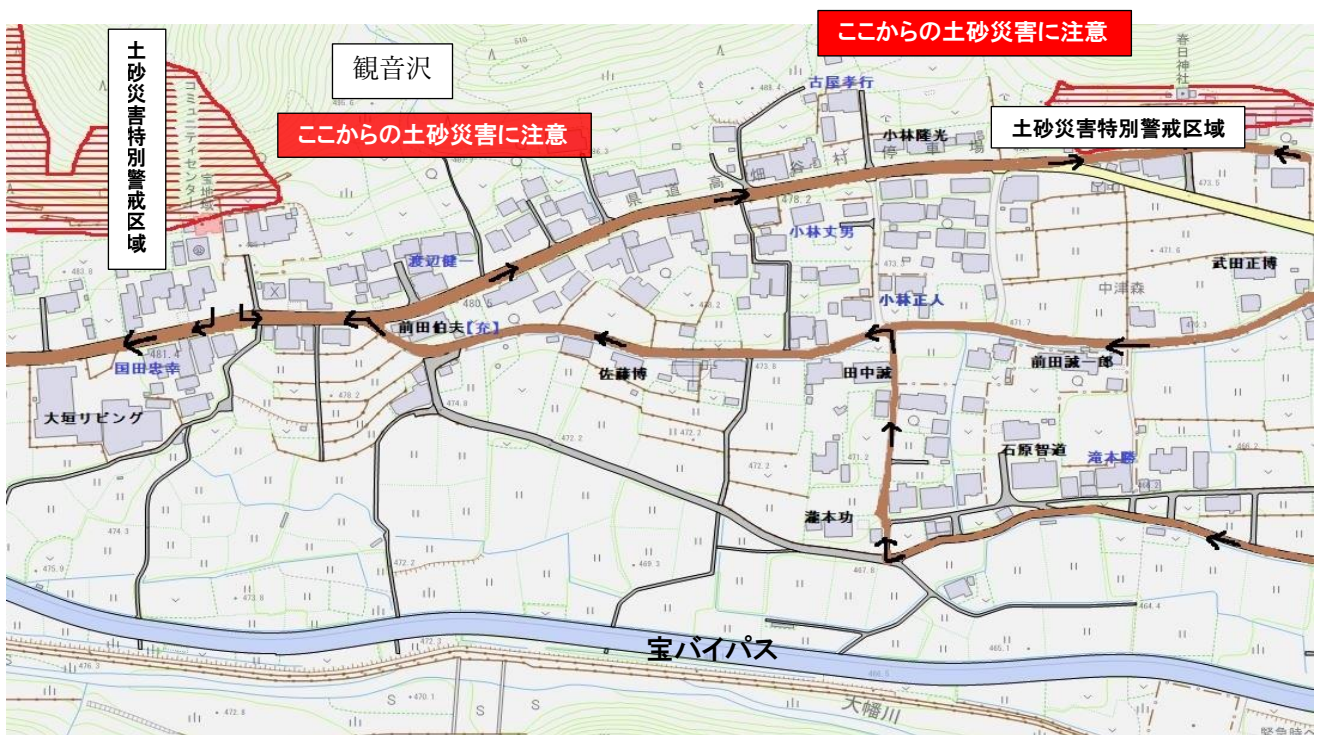
宝地区を含めた主な災害は次のとおりです。

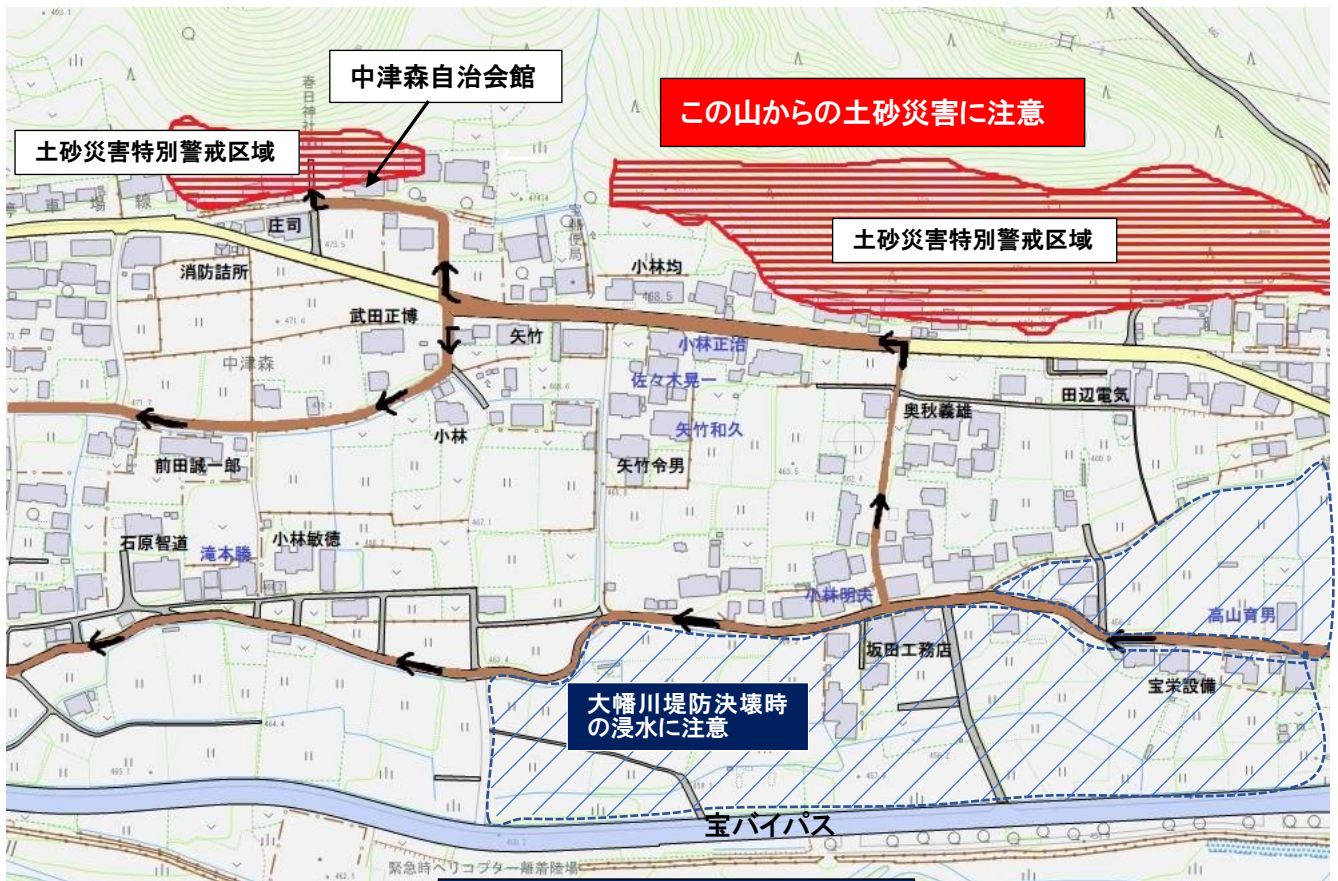
#### ◎宝地区の過去の主な災害（市内全域被害含む）

| 災害区分 | 災害発生日        | 災害地域    | 災害状況                   |
|------|--------------|---------|------------------------|
| 水害   | 明治40.8.23～24 | 大幡川沿岸地域 | 大幡方面：人畜家屋の被害甚大         |
| 水害   | 昭和34.8.12～14 | 市内全域    | 堤防決壊・道路・橋梁の流出等63箇所被害甚大 |

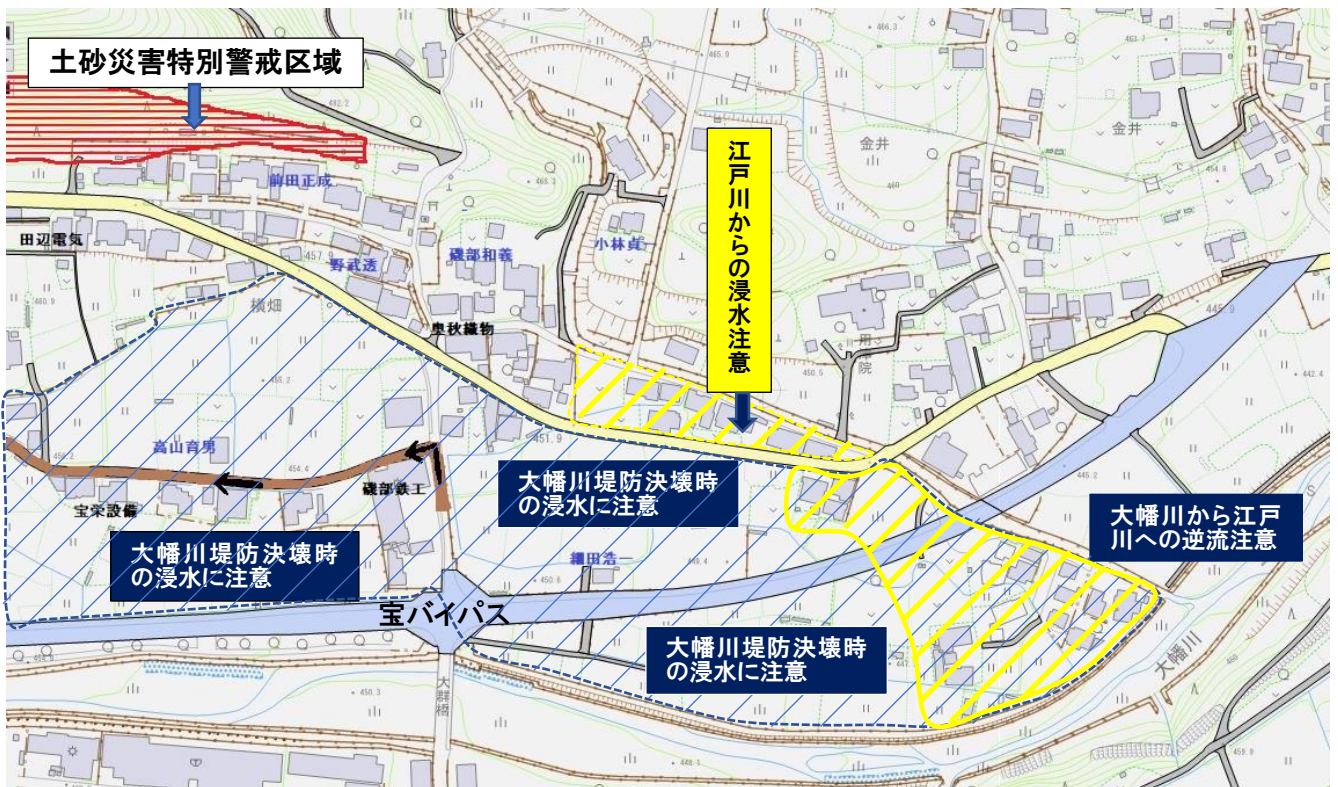
|            |                   |      |  |
|------------|-------------------|------|--|
| 台 風        | 昭和 34. 9. 27      | 市内全域 | 全壊 59 戸、半壊 132 戸   |
| 台 風        | 昭和 36. 9. 15～17   | 市内全域 | 負傷者 6 名、全壊 15 戸、半壊 28 戸<br>水稲の被害大  |
| 水 害        | 昭和 41. 9. 23～25   | 市内全域 | 特に宝地区の被害甚大   |
| 台風及び<br>大雨 | 昭和 57. 8. 1～3     | 市内全域 | 市内全域被害大<br>被害額 15 億有余円   |
| 台 風        | 昭和 58. 8. 16. 17  | 市内全域 | 市内各所で被害あり<br>被害額 4 億有余円  |
| 台 風        | 昭和 60. 6. 30～7. 1 | 市内全域 | 市内各所で被害あり<br>被害額 1 億有余円  |
| 台 風        | 平成 3. 8. 20～21    | 市内全域 | 市内各所で被害あり<br>被害額 1 億有余円  |
| 雪 害        | 平成 10. 1. 15～16   | 市内全域 | 市内各所で被害あり<br>家屋、公共施設等被害額 7 千万有余円   |
| 台 風        | 平成 23. 9. 1～6     | 市内全域 | 市内各所（避難勧告発令：88 世帯 204 名）土石流、がけ崩れ、河川氾濫等<br>公共施設等被害甚大（負傷者 1 名）               |
| 雪 害        | 平成 26. 2. 14～15   | 市内全域 | 市内各所（最大積雪 108cm）軽傷 10 名<br>全壊 7 戸、半壊 10 戸、一部破損 62 戸<br>農林水産業施設等被害額 8 千万有余円 |
| 台 風        | 令和元年 10. 12       | 市内全域 | 市内各所（避難勧告発令：市内全域）<br>土石流、土砂崩れ、河川護岸崩落<br>公共土木施設等被害甚大                        |

・水害等により、中津森が被害を受ける可能性がある場所は次のとおりです。





大幡川の堤防、この辺りから下流域側が低くなっており、また、石積みで所々に隙間ができていたため氾濫の危険性あり



※上記の地図は、中津森を「上」「中」「下」の3つに分け、それぞれ災害の危険性がある場所を示しています。

### ③ 富士山噴火編

富士山は、約 70 万年前から 20 万年前までに活動した「小御岳火山」、約 10 万年前から 1 万年前まで活動した「古富士火山」と、それ以降、現在まで活動し続ける「新富士火山」に区分されている。

#### ■小御岳火山の歴史

約 70～20 万年前。現在の富士山よりやや北側に小御岳火山噴火が誕生した。

#### ■古富士火山の時代

約 10 万年前、小御岳火山の中腹で古富士火山が噴火を開始。爆発的な噴火を繰り返した。少なくとも 4 回の山体崩壊を発生させた。

#### ■新富士火山の時代

約 1 万年前、古富士火山を覆うように新富士火山（現在の富士山）が噴火を開始。新富士火山は、玄武岩質の溶岩を多量に流し、約 1 万年前～8 千年前頃には、三島市や大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出した。

### ◎富士山の主な災害の歴史

資料：「郷土史年表」等

|                              |                             |
|------------------------------|-----------------------------|
| 800 年(延暦 19. 4)              | 富士山大噴火 大量の火山灰を噴出(日本紀略)      |
| 864 年(貞観 6. 5)               | 富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める(貞観大噴火)   |
| 1083 年(永保 3. 2. 28)          | 富士山大噴火                      |
| 1435 年(永享 7. 1. 30)          | 富士山に火炎が確認                   |
| 1559 年(永禄 2. 2)              | この月の申の日、富士の雪代が出水し、田畑集落を押し流す |
| 1707 年(宝永 4. 11. 23)         | 未明から富士山大噴火、宝永山が出現する(宝永大噴火)  |
| 1951 年(昭和 26. 3. 6)          | 富士山麓に大雪代発生、忍野村 50 年来の大被害    |
| 1954 年(昭和 29. 11. 27<br>～28) | 低気圧の通過により富士山で大雪崩 死者:15 人    |
| 1980 年(昭和 55. 8. 4)          | 富士山で大落石事故 死者:12 人           |

#### ■都留市において想定される火山災害と影響

| 火山現象               | 内 容  |
|--------------------|--|
| 融雪型火山泥流<br>(積雪期のみ) | 山腹に積もった雪が火砕流等の熱で溶け、一気に溶けた水が斜面の砂を取り込んで高速で流下する現象であり、積雪期に限り発生する。流下速度が時速 60 km 超になることもあることから、噴火前及び噴火開始直後の避難とする。融雪型火山泥流からの避難先は、原則、避難対象エリア外の高所や堅牢な建物とする。 |
| 噴 石                | 風の影響を受ける小さな岩塊。火山レキ及び低密度の軽石が降下する現象で、風の影響を受け、火口から 10 km 以上遠方まで流されて降下する場合もある。<br>小さな噴石は、身体への影響が想定されることから、影響想定範囲内において小さな噴石が降ってきた時点で、速やかに屋内に避難する。       |

|        |   |
|--------|---|
| 降 灰    | 細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると屋根に積もった降灰の重みにより、木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰を行うか堅牢な建物へ避難が必要になる。 |
| 降灰後土石流 | 斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象である。降灰や火砕流で流下した火山灰等が、山の斜面に堆積した後に起こる降灰後の土石流は、通常より弱い雨で発生し、降灰を含んだ土砂は通常の土石流よりも広い範囲に流失する恐れがある。                                |
| 溶岩流    | 1000℃前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め、近くの木々を燃やす。流れの速さは、温度等の条件によって様々であるが、通常は人が歩く程度若しくはそれより遅い速さで、比較的遅く段階的な避難が可能となる。                           |



## 第2章 災害に対する予防計画

### ① 組織の充実

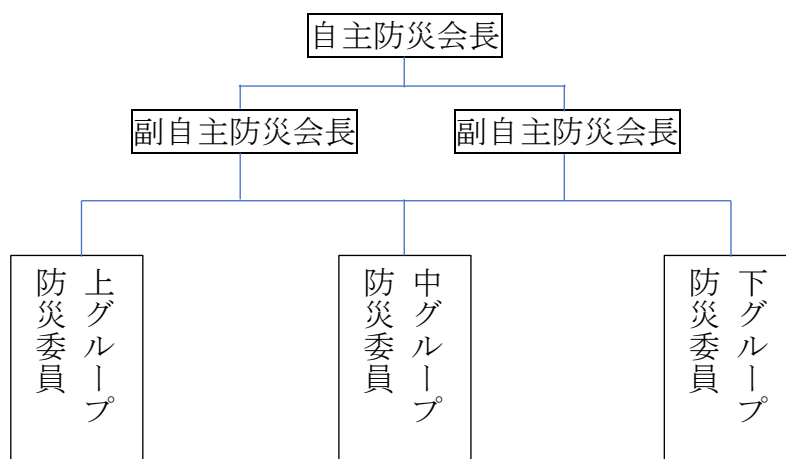
・中津森自主防災会は、昭和55年に規約を策定し自主運営に努めてきたが、時代の流れとともに改正をする必要性が生じてきたことから、平成30年に規約の一部改正を行った。これを契機に、防災委員の年齢構成を見直すとともに持続可能な組織として機能するよう、改めて防災委員としての役割を確認し組織の活性化に努めた。

今後においても、必要に応じて規約等の見直しを行い組織の充実に努める。

#### 【防災委員の主な役割】

- ・防災訓練の企画及び運営
- ・防災に関する知識の普及・啓発
- ・災害発生時の避難誘導、救出救護等（災害時要援護者への対応）
- ・防災資機材の調達・備蓄

#### 【組織図】



- ※ 上グループ：上の上組、上の下組、中組
- ※ 中グループ：天神組、宮下組、下組、南組
- ※ 下グループ：横畑上組、横畑中組、横畑下組

★防災委員については、持続可能な組織として機能できるよう年齢構成に配慮した人選に努めること

### ② 防災訓練の実施

◎中津森自主防災会として実施する防災訓練は、年2回行うこととする。なお、必要に応じて臨時的に訓練を行うことができる。訓練の実施時期等については、次のとおりとする。

## ア) 土砂災害防災訓練

- ・土砂災害の防止と被害の軽減を目的に、国（国土交通省）が定めた「土砂災害防止月間」である6月に併せて訓練を行う。

なお、この時期に市が地震防災訓練等を実施し、市内自主防災会等と連携して実施することが想定される場合は、市が定める要綱等に基づいた訓練を行うものとする。

- ・実施日 6月上旬（第一日曜日を基本とする）
- ・訓練内容 避難訓練、救急救命訓練、炊き出し訓練、避難所運営訓練など

## イ) 総合防災訓練(大地震を想定)

- ・市が実施する総合防災訓練と連携した訓練を行う。
- ・実施日 9月1日又は防災月間（9月1日～9月30日）
- ・訓練内容 避難訓練、消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱い）、救急救命訓練、情報伝達訓練、炊き出し訓練など
- ・その他 宝地域全体で**避難所運営訓練(役割は下記)**を実施する場合には、総合防災訓練の日に併せて行うものとする。

### 市指定避難所（宝小学校）における各自主防災会の役割

| 班名        | 業務                           | 担当自主防災会            |
|-----------|------------------------------|--------------------|
| 1. 総務班    | ①市災害対策本部との調整                 | 上大幡自主防災会           |
|           | ②避難所レイアウトの設定・変更              |                    |
|           | ③防災資機材や備蓄品の確保                |                    |
|           | ④避難所運営会議の庶務                  |                    |
| 2. 被災者管理班 | ① <b>避難者名簿の整理・管理</b>         | 中津森自主防災会           |
|           | ② <b>安否確認等の問合せへの対応</b>       |                    |
|           | ③ <b>取材への対応(マスコミ、調査・研究者)</b> |                    |
|           | ④ <b>郵便物・宅配便等の取次ぎ</b>        |                    |
| 3. 施設管理班  | ①避難所の安全確認と危険箇所への対応           | 下大幡自主防災会           |
|           | ②避難所及び地域の防火・防犯               |                    |
| 4. 食料・物資班 | ①食料・物資の調達                    | 金井自主防災会<br>厚原自主防災会 |
|           | ②炊き出し                        |                    |
|           | ③食料・物資の受入れ                   |                    |
|           | ④食料の管理・配布                    |                    |
|           | ⑤物資の管理・配布                    |                    |
| 5. 衛生班    | ①ゴミに関すること                    | サントウン宝自主防災会        |
|           | ②風呂に関すること                    |                    |
|           | ③トイレに関すること                   |                    |
|           | ④清掃に関すること                    |                    |
|           | ⑤衛生管理に関すること                  |                    |
|           | ⑥ペットに関すること                   |                    |
|           | ⑦生活用水に関すること                  |                    |

|            |  |              |
|------------|--|--------------|
| 6. 情報班     | ①被害状況等の情報収集と情報の整理  | 平栗自主防災会      |
|            | ②災害対策本部等への情報発信   |              |
|            | ③避難者、地域への情報伝達  |              |
| 7. 救護班     | ①近隣の救護所や医療機関の開設状況を把握し、緊急の場合に備える  | 加畑自主防災会      |
|            | ②避難所内や近くの施設に医務室を設け、医薬品の種類、数量について把握する   |              |
|            | ③保健師による健康、栄養相談の実施、また心のケア対策、リフレッシュ対策などを災害対策本部に要請する。また、避難者の中に医師、看護師などの有資格者がいる場合には協力を要請する |              |
|            | ④心身に衰えのある高齢者など避難所での生活が困難な人については、施設や病院への収容を要請する   |              |
| 8. ボランティア班 | ①ボランティアの受入れ  | 高畑自主防災会      |
|            | ②ボランティアの管理   |              |
| 9. 要配慮者班   | ①避難所における要配慮者窓口の設置  | サンタウン平栗自主防災会 |
|            | ②避難所から迅速・具体的な支援要請  |              |
|            | ③避難所における要配慮者支援への理解促進   |              |

### ③ 防災資機材の整備充実

#### ・ 備蓄品の整備計画

中津森自主防災会の防災資機材は、防災倉庫（赤石山敷地内）に備え付け、自主防災会長が管理するものとする。また、備蓄品の整備については、その都度必要に応じて備えることとし、その予算は中津森自治会の承認を得て自治会予算から支出するものとする。（自治会予算から支出することは、平成30年度の自治会役員会で決定済み）

なお、備蓄品を整備する際に、都留市の補助金の対象となる資機材については、積極的に補助申請すること。

#### ・ 防災資機材一覧は、第4章 資料編に掲載

### ④ 避難行動要支援者への配慮計画

防災委員は、災害時の避難行動が困難な方を対象に、市から自主防災会に提供される「避難行動要支援者名簿」をもとに避難等の支援に当たる。この際の支援体制は以下のとおりとする。

- ・ 上グループの防災委員 = 上の上組、上の下組、中組の要支援者
- ・ 中グループの防災委員 = 天神組、宮下組、下組、南組の要支援者
- ・ 下グループの防災委員 = 横畑上組、横畑中組、横畑下組の要支援者

防災委員は、災害時に避難が必要な住民を避難所まで連れていく。（ただし、家族等に避難できる体制がある場合は避難先を知らせ他者の避難誘導に当たる）

・避難所の指定

避難先は、避難者の状況に応じて決めることとする。

| 避難所の名称        | 所在地           | 電話番号          |
|---------------|---------------|---------------|
| 宝小学校          | 都留市大幡 1 1 4 3 | 4 3 - 2 6 6 4 |
| 宝地域コミュニティセンター | 都留市中津森 7 1 8  | 4 5 - 6 6 8 8 |
| 中津森自治会館       | 都留市中津森        |               |

なお、障がい者、寝たきりの高齢者など、一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な方等は、専用避難所（福祉避難所）に避難する。

【福祉避難所】

| 避難所の名称      | 所在地              | 電話番号                                      |
|-------------|------------------|---|
| いきいきプラザ都留   | 都留市下谷 2516 番地 1  | 0554-46-5111<br>(衛星携帯電話)<br>090-3231-8186 |
| まちづくり交流センター | 都留市中央三丁目 8 番 1 号 | 0554-43-1321                              |

⑤ 耐震診断の実施

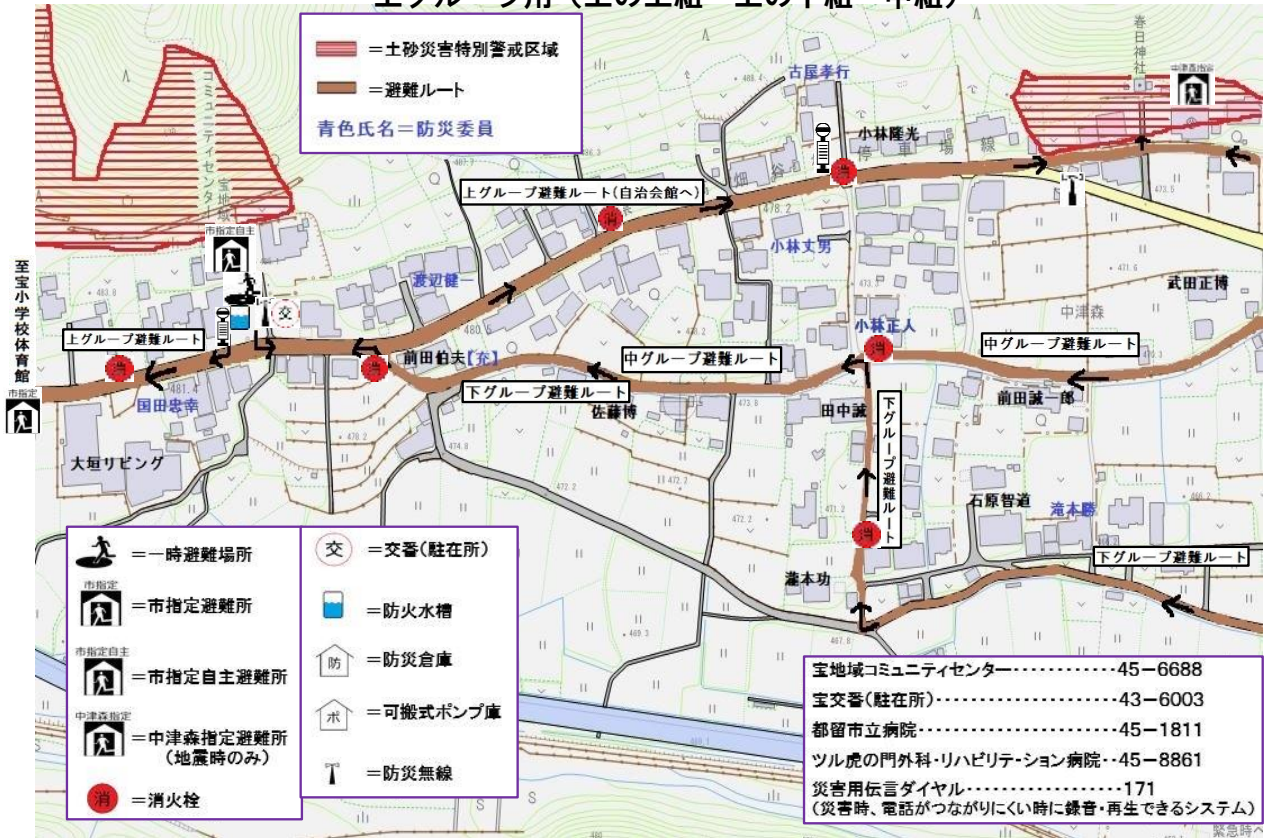
- ・地震時に、住宅等の建物が崩壊（または一部崩壊）することで、人身への被害とともに救助活動の障害になる可能性がある。従って、あらかじめ、自分が所有する建物は大地震に耐えうる作りか否かの安全性を確認するため、耐震診断の実施を推進する。都留市では、災害に強いまちづくりを目指すため、既存木造住宅の耐震診断を支援するとともに、耐震改修を行った住宅所有者に対し、工事費の一部を補助しています。
- ・都留市が行う耐震診断の支援及び住宅耐震改修事業補助金の詳細については、市役所建設課に問い合わせてください。

（耐震診断：無料 改修事業補助金：対象経費の 4/5、100 万円上限）

⑥ 防災マップの整備

- ・中津森地区の防災マップ（パウチ《リング付き》にて作成）は、各世帯に 1 部備え付け、防災訓練等の機会に活用する。  
なお、防災マップは必要に応じて見直すこととする。
- ・防災マップは、中津森を 3 ブロックに分け作成（下記）し、玄関などの分かりやすい箇所に備え付け、常に確認できるようにしておく。

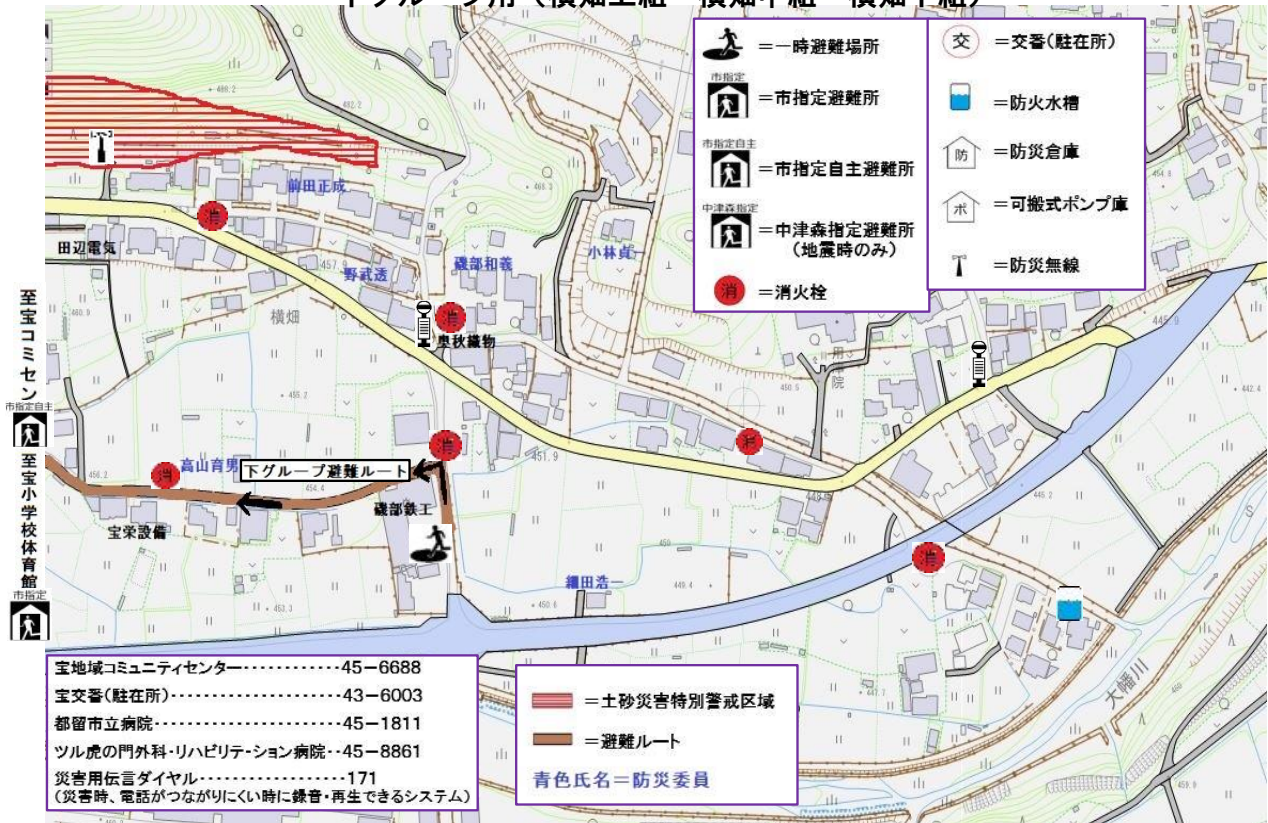
### 上グループ用（上の上組・上の下組・中組）



### 中グループ用（天神組・宮下組・下組・南組）



下グループ用（横畑上組・横畑中組・横畑下組）



### 第3章 災害時の体制

#### ① 防災委員の配備計画

- ・防災委員の配備体制は次の基準による。

《風水害等の一般災害の場合》

|      | 配備基準  | 配備内容  | 配備の人員等   |
|------|---|---|--|
| 注意配備 | 次の注意報の一以上が発表されたとき<br>ア 大雨注意報<br>イ 洪水注意報<br>ウ 大雪注意報  | 各防災委員は情報収集により、警戒配備への準備態勢を整える。                                   | 自主防災会長及び副自主防災会長は自宅待機とする。   |
| 第一配備 | 次の警報の一以上が発表されたとき<br>ア 大雨警報<br>イ 洪水警報<br>ウ 暴風警報<br>エ 大雪警報                                      | 市指定自主避難所、市指定避難所及び福祉避難所が開設された場合（防災無線等で確認）は、各防災委員は出動できる体制を整え自宅待機。 | ・全防災委員自宅待機（自主防災会長からの出動指示を待つ）<br>・自主防災会長の指示により、避難行動要支援者宅を訪問（グループ毎）    |
| 第二配備 | 1. 土砂災害警戒情報が発表されたとき<br>2. 次の特別警報の一以上が発令されたとき<br>ア 大雨特別警報<br>イ 暴風特別警報<br>ウ 暴風雪特別警報<br>エ 大雪特別警報 | ・避難行動要支援者は全員避難。（確認）<br>・危険区域及びその隣接区域に居住している世帯の避難を促す。            | 全防災委員は、グループ毎に左記の事項を行う。   |
| 第三配備 | 1. 大規模災害が発生した時、又は発生する恐れが高い時<br>2. 市が災害対策本部を設置した時  | ・避難者の確認<br>・市と連携し避難者名簿の作成                                       | ・全防災委員は、避難所に常駐し、避難者に寄り添う行動<br>・市の指示により避難所運営を行う場合には「被災者管理班」としての業務に当たる |

《地震災害の場合》

|      | 配備基準                                    | 配備内容                                   | 配備の人員等  |
|------|---|--|---|
| 注意配備 | 震度3の地震を観測した時                            | 各防災委員は情報収集により、警戒配備への準備態勢を整える。          | 自主防災会長及び副自主防災会長は自宅待機とする。  |
| 第一配備 | 震度4の地震を観測した時。又は、都留市を除く富士東部で震度5弱以上を観測した時 | 市指定自主避難所、市指定避難所及び福祉避難所が開設された場合（防災無線等で確 | ・全防災委員自宅待機（自主防災会長からの出動指示を待つ）<br>・自主防災会長の指示により、避難行動要支援者宅を訪問（グループ毎） |

|                  |   |                                   |  |
|------------------|---|-----------------------------------|--|
|                  |   | 認)は、各防災委員は<br>出動できる体制を整<br>え自宅待機。 |  |
| 第<br>二<br>配<br>備 | 1. 震度 5 弱又は 5 強の<br>地震を観測した時<br>2. 市が災害警戒本部を<br>設置した時                                       | 事態の推移に伴い、全<br>防災委員は出動準備           | 全防災委員は、グループ毎に一時避<br>難場所に集合（避難者名簿持参）  |
| 第<br>三<br>配<br>備 | 1. 震度 6 弱以上の地震<br>を観測した時<br>2. 南海トラフ地震臨時<br>情報(巨大地震警戒)が<br>発表されたとき<br>3. 市が災害対策本部を<br>設置した時 | ・避難者の確認<br>・市と連携し避難者<br>名簿の作成     | ・全防災委員は、グループ毎に一時<br>避難場所に集合（避難者名簿持参）<br>・全防災委員は、避難所に常駐し、避<br>難者に寄り添う行動<br>・市の指示により避難所運営を行う<br>場合には「被災者管理班」としての業<br>務に当たる |

## ② 災害時の連絡体制

- ・自主防災会長又は副自主防災会長及び庶務担当は、携帯電話のライン、メール等により「出動」等の連絡を防災委員に行うこと。

なお、携帯電話等での連絡が不可能な場合には、上記の配備計画により行動すること。

## ③ 避難計画

- ・地震及び風水害発生時の避難計画

災害の発生により自宅が倒壊、又は半壊等により居住できる状態でなくなった時、又はその恐れがある場合は、一時的に次の避難場所に避難する。ただし、風水害（台風や大雨による災害）では、一時避難場所には避難せず、開設している避難所を確認後、直接避難所に避難する。

この際、避難行動要支援者がいる場合には、防災委員は当該者のお宅を訪問し安否確認をするとともに、避難するか否かを確認し、避難する場合は一時避難場所または避難所まで連れていく。（高齢者等避難及び避難指示が発令された場合には必ず避難させる）

なお、避難する際は必要最低限の生活用品等を持ち避難する。

**上(かみ)グループ**＝（上の上組、上の下組、中組）

一時避難場所：宝地域コミュニティセンター駐車場

**中(なか)グループ**＝（天神組、宮下組、下組、南組）

一時避難場所：矢竹 悟氏宅駐車場

**下(しも)グループ**＝（横畑上組、横畑中組、横畑下組）

一時避難場所：磯部鉄工前広場





➡ それぞれの一時避難場所に避難した後の行動は・・・？

## 【避難所を決定する】

■避難者は、市指定避難所である「宝小学校」、市指定自主避難所である「宝地域コミュニティセンター」または、地震の時のみに使用する自主防災会選定避難所である「中津森自治会館」のいずれかに避難する。避難所の決定には、安全確認等の作業が必要であるため、一時避難場所にいる防災委員に確認の上避難所を決定する。

なお、自宅が危険な状態ではなく通常生活が送れる状況であれば自宅に戻ることも可能とする。

■地震の時のみに使用する「中津森自治会館」については、自治会館が安全であるかを、中グループの防災委員と連絡を取りあい避難所として利用できるか判断する。

また、避難者が自宅に戻る場合は、あくまで本人の判断により決定する。ただし、自宅が生活できる状態ではなく著しく危険を伴う場合には、本人の意思に関係なく避難所に避難させる。なお、台風等の風水害時は、「中津森自治会館」周辺は土砂災害特別警戒区域に指定されているため、使用しないこと

## 【避難者名簿の作成】

■防災委員は避難者名簿（様式）を用意

※ 避難者名簿の様式は常時自宅に保管し一時避難場所に持っていく（全防災委員）

■避難者名簿は避難世帯ごと記入する

（宝小学校、宝地域コミュニティセンター、中津森自治会館ごとに記入）

※ 一時避難場所で名簿を作成できない場合（降雨や降雪等）は、避難所に到着してから名簿を作成する（避難所となる宝小学校、宝地域コミュニティセンター及び中津森自治会館にも避難者名簿は備えてあります）

## 【避難開始】 次のいずれかの避難所に避難

■防災委員が誘導して宝小学校に避難（自主防災会が決定した避難順路）

（必要最低限の身の回り品、食料等を持って避難）

■防災委員が誘導して宝地域コミュニティセンターに避難（自主防災会が決定した避難順路。必要最低限の身の回り品、食料等を持って避難）

■防災委員が誘導して自治会館に避難（自主防災会が決定した避難順路）

（必要最低限の身の回り品、食料等を持って避難）

## 【避難所に到着してからの行動】

### 1. 避難者名簿の提出

- 大規模な災害が発生し宝小学校に避難する場合は、被災者管理班（中津森自主防災会が担当）に避難者名簿を提出。宝地域コミュニティセンターに避難する場合は市職員に提出。自治会館に避難する場合には、防災委員が名簿を管理

### 2. 避難所に入室

- 避難所の係員の指示に従い体育館等に入る

### 3. 避難所生活

- 宝小学校体育館では、自主防災会ごと（自治会ごと）に集団を形成して生活する
- 中津森自治会館では、畳の部屋には災害弱者（障がい者、お年寄り、妊産婦、乳幼児の親子等）が入り、そのほかの方々はフローリングの床で生活する
- 避難所から自宅等に戻る場合は、必ず自主防災会長か避難所運営役員に「戻る」旨の連絡をしてから避難所を出ること

## 第4章 資料編

### ① 中津森自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、中津森自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、自主防災会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、自治会内の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 防災委員 若干名
- (5) 監査委員 1名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

3 会計は、本会の会計及び庶務を掌る。

4 防災委員は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたる。

5 監査委員は、本会の会計を監査する。ただし、自治会の監査委員に本会監査を委任することができる。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が毎年1回招集し開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、自治会が行う会議（役員会）をもって替えることができる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
  - (3) 事業計画に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) その他総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を次条に定める役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計及び防災委員によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し実施する。
  - (1) 総会に提出すべきこと。
  - (2) 総会により委任されたこと。
  - (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
  - (2) 防災知識の普及に関すること。
  - (3) 防災訓練の実施に関すること。
  - (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
  - (5) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回行う。ただし、必要ある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査委員は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、昭和55年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成30年 4月 1日から施行する。

② 防災資機材備蓄一覧

| NO | 資機材名            | H21 まで | H24 まで | H 30 点検結果       |
|----|-----------------|--------|--------|-----------------|
| 1  | テント             | 2      | 2      | 有               |
| 2  | 消火器             | 9      |        | 無               |
| 3  | 電池メガホン (ハンドマイク) | 2      | 3      | 有 (電池無) 単 2=6×3 |
| 4  | 投光器 (脚付き)       | 1      | 4      | 有               |
| 5  | 折りたたみはしご (脚立て)  | 1      | 1      | 有               |
| 6  | トランシーバー         | 1      |        | 無               |
| 7  | 救急セット           | 2      | 3      | 有               |
| 8  | 炊き出しかまどセット      | 1      | 2      | 有               |
| 9  | 担架              | 2      | 2      | 有               |
| 10 | バケツ             | 4 5    |        | 有 (各組に配布?)      |
| 11 | ロープ             | 1      | 1      | 有               |
| 12 | ヘルメット           | 3 0    | 2      | 有 (各組に配布)       |
| 13 | 消火器ボックス         | 9      |        | 無               |
| 14 | のぼり旗            | 1      | 1      | 有               |
| 15 | ウオータータンク        |        | 5      | 有               |
| 16 | 草刈払機            |        | 1      | 有 (2 台)         |
| 17 | バール             |        | 1      | 有               |
| 18 | スコップ            |        | 2      |                 |
| 19 | 小型動力ポンプ         |        | 1      | 有               |
| 20 | 発電機             |        | 1      | 有               |
| 21 | 懐中電灯            |        | 1      | 有 (充電式)         |
| 22 | 土嚢袋             |        | 1 0 0  | 有 (約 2 0 0)     |
| 23 | ブルーシート          |        | 6      | 有               |
| 24 | 延長コード           |        | 4      | 有               |
| 25 | 倉庫              |        | 1      | 有               |
| 26 | チェーンソー          |        |        | 1 台あり           |
| 27 | ガソリンタンク         |        |        | 100×2 缶         |
| 28 | 軍手              |        |        | 30 セット          |

③ 防災関係機関の連絡先一覧

| 名 称           | 所 在 地             | 電話番号              |
|---------------|-------------------|-------------------|
| 都留市役所         | 都留市上谷一丁目 1 番 1 号  | 0554-43-1111 (代表) |
| 宝地域コミュニティセンター | 都留市中津森 718 番地     | 0554-45-6688      |
| 大月警察署         | 大月市大月町真木 197 番地 3 | 0554-22-0110      |
| 大月警察署都留分庁舎    | 都留市下谷三丁目 2 番 18 号 | 0554-45-0110      |
| 都留市消防本部消防課    | 都留市上谷二丁目 2 番 9 号  | 0554-43-2341      |
| 都留市消防署        | 都留市上谷二丁目 2 番 9 号  | 0554-43-1119      |
| 都留市社会福祉協議会    | 都留市下谷 2516 番地 1   | 0554-46-5115      |